

○厚生労働省令第百三十二号

麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十条の八第二号及び第五十条の十一第二号の規定に基づき、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十日

厚生労働大臣 田村 憲久

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令

麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第百十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一種向精神薬の項中「一・八g」を「二・一六g」に改め、同表第二種向精神薬の項中「三〇六mg」を「八〇mg」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。